

質問への回答

質問

1. 国通知対応について

(保発 0108 第 6 号令和 7 年 1 月 8 日) において

①点数により主要疾病であるか判断する

②主傷病の記載により主要疾病であるか判断する

事が可能となりましたが、診療報酬明細書への傷病名記載状況により、より財政効果が得られる手順が異なるため、厚労省通知手順別に納品物を作成し、委託者により手順を選定いただくものと考えてよろしいでしょうか。

2. 国通知手順選定について

国通知手順選定にあたり、交付金の額が判断要素となると考えられますが、交付金額についても受託者があらかじめ計算し提示するものと考えてよろしいでしょうか。

回答

2つの異なる交付金額が算定される場合でも、どちらも正当な額であることから、交付金額が多い方を採用することになります。受託者は申請に必要なデータを納品してください。

質問

仕様書> 5. 業務内容> (1) 本業務に必要な情報の抽出、分類及び集計> ①

「全国で 100 以上の市区町村で申請実績を有する」と記載があり、履行実績申告書には令和 5 年度、令和 6 年度の実績を記載する様式となっております。

令和 5 年度、令和 6 年度の各年において申請基準を満たし交付金申請実績がある

国保の市町村で 100 以上という認識でよろしいでしょうか。

また、後期高齢者広域連合も実績対象となる場合、交付金申請実績としては申請の実態に合わせて 1 件という認識でよろしいでしょうか。

回答

年度ごと、市区町村ごとに 1 件ずつとします。

各都道府県の国民健康保険団体連合会の場合は、本業務を国保連を通して行っている市区町村ごとに 1 件ずつとします。

後期高齢者医療広域連合の場合は、それらを構成する市区町村を 1 件ずつとします。